

# 個体側要因の評価方法

個体的要因として、次の①から④に示す事項に考慮すべき点が認められ、それらが精神障害を発病させるおそれのある程度のもものと認められるか否かについて検討します。

- ① 既往歴
- ② 生活史(社会適応状況)
- ③ アルコール等依存状況
- ④ 性格傾向

## 業務上・外の判断

業務による心理的負荷、業務以外の心理的負荷及び個体側要因と労働者が発病した精神障害との関連性について調査した結果、業務による心理的負荷以外には、**特段の心理的負荷、個体側要因が認められない場合**で、表1の総合評価が「強」と認められるときには、業務上と判断します。

しかし、業務による心理的負荷以外に、**業務以外の強い心理的負荷、著しい個体側要因が認められる場合**には、表1の総合評価が「強」と認められるときであっても、**これらの精神障害の発病要因を検討し**、業務による心理的負荷が精神障害の発病に有力な原因となっているか否かについて総合判断します。

